



はだの 議会だより

第220号 平成28年(2016年)5月15日(日)
発行:秦野市議会 編集:議会報編集委員会
〒257-8501 神奈川県秦野市桜町一丁目3番2号 ☎0463-82-9652
http://www.city.hadano.kanagawa.jp/shise/shigikai/

主な内容

◆議案審議	1・5面
◆代表質問	2・3面
◆一般質問	3・6・7面
◆予算審議	4・5面
◆議会の動向	6面
◆陳情・意見書	8面
◆6月定例会日程	8面
◆審議結果一覧表	8面

3月定例会

平成28年度予算を

審議・原案可決

3月定例会は、2月25日から3月24日までの29日間の会期で開催されました。この定例会では、平成28年度の各会計予算、条例の制定、人事案件など市長提出議案等38件(うち、報告2件)のほか、議提議案2件、委員会提出議案2件を審議しました。



水無川を気持ちよく泳ぐこいのぼり

小児等医療費助成の対象年齢を

小学6年生まで拡大

所得制限は継続

秦野市小児等医療費助成に関する条例の一部を改正することについて

▼要旨

子育て施策をさらに充実するため通院に係る医療費の助成について、所得制限を引き続き継続し、対象年齢を、小学4年生から6年生まで拡大するもの。
なお、この条例の施行日は、平成28年10月1日とするもの。

▼付託委員会

文教福祉常任委員会

▼委員会での主な質疑・意見

問 平成27年第3回定例会において、通院医療費助成の対象年齢を、小学6年生まで拡大し、所得制限の撤廃を強く求める「小児医療費助成制度の拡充に関する決議」を可決したが、今回提出された議案は対象年齢の拡大のみである。議会の決議をどのように受け止めて

定住化促進のため

「ミライエ秦野」を設置

秦野市定住化促進住宅条例を制定することについて

▼要旨

若年夫婦および子育て夫婦向けの定住化促進住宅「ミライエ秦野」を設置し、その入居資格、管理などを定め、市内での住宅購入に伴い住戸を退去した者に対してその費用の一部を助成するもの。
なお、この条例の施行日は、規則で定める日とするもの。

▼付託委員会

環境都市常任委員会

▼委員会での主な質疑・意見

問 生産年齢人口の減少により、地域経済の縮小や活力の低下など、市政運営に深刻な影響を及ぼすことが懸念されるが、本市において定住を促進する考えはどのようなか。

いるのか。また、今後、所得制限を撤廃する考えはあるのか。
答 決議については非常に重く受け止めている。所得制限の撤廃について、さまざまな考え方があるが、社会福祉審議会に意見を聞いて検討し、できるだけ早く方向性を出す。また、国においても、国庫負担金の減額の在り方や、子どもの医療費助成を国の事務にすることなどが検討されており、これらの状況の変化を注視する中で、この課題に確実に取り組んでいく。

▼賛成討論

所得制限を撤廃するために必要な財源により、多くの事業を展開するなど、他市より充実した子育て施策があることは認めるが、議会の決議を重く受け止め、制度の充実に求める。

▼採決の結果

委員会 原案可決(賛成全員)
本会議 原案可決(賛成多数)

答 現在、策定中の総合計画後期基本計画においても、人口減少や少子高齢化の進展を最重要課題として捉えており、さまざまな施策や事業を組み合わせながら、定住促進に努めていきたい。
意見 定住化促進住宅は、入居者の家賃で維持管理費を賄うことにしているが、住宅の購入に対する助成についても、それで賄える範囲内で額の設定をすべきである。

▼反対討論

採算が取れず赤字となった場合税金の持ち出しになる可能性が高く、公共施設再配置計画に違反することなどから反対する。
採決の結果
委員会 原案可決(賛成多数)
本会議 原案可決(賛成多数)

表紙写真を募集します!

テーマ:秦野の風景、地域や学校の行事など

「はだの議会だより」221号(平成28年8月中旬発行)の表紙写真を募集します。
応募媒体:①現像写真(2Lサイズ横長・カラープリント)
②電子データ(デジタルカメラは500万画素数以上のもので、JPEG形式)
※1回の応募点数は1人3点まで
応募資格:市内在住、在勤または在学の方 **締め切り**:平成28年7月27日(水)必着
応募方法:所定の申し込み用紙に記入し、持参、郵送、またはメール
○郵送先 〒257-8501 秦野市桜町一丁目3番2号 秦野市議会事務局あて
○メール gikai@city.hadano.kanagawa.jp
※メールの場合、表題は「議会だより表紙写真応募」としてください。ファイルサイズを2MB以下にしてください。
※詳しくは、ホームページをご覧になるか議会事務局(☎0463-82-9652)までお問い合わせください。



小学6年生まで拡大する乳幼児等医療証